

平成 30 年度

第 2 回 国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日 時 : 平成 31 年 3 月 19 日 (火) 午後 1 時 00 分～

場 所 : 中標津町役場 302 号会議室

中 標 津 町

出席委員 (6名)

○公益を代表する委員

小柳 ひろみ

須郷 洋機

○被保険者を代表する委員

朝長 能成

○保険医または薬剤師を代表する委員

富澤 古志郎

中島 仁

森田 直秀

事務局 (6名)

町 長

町民生活部長

住民保険課長

納税課長

徴収対策係長

国保・高齢者医療係長

事務局： 本日は、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から平成30年度 第2回 中標津町国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。それでは開会にあたりまして会長からご挨拶申し上げます。

会長： 皆さんこんにちは。本日は、時節柄何かとご多忙中のところ、当国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、委員のみなさまには、日頃より国民健康保険事業の円滑な運営に深いご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、このあと事務局から、「平成30年度事業決算見込み」

並びに「平成31年度の事業予算」について、また、新規事業であります「なかなか健康なかしひつポイント」事業の内容と税制改正に伴います「国民健康保険税条例の改正」について、ご説明いたします。

皆様のご意見をいただきながら、本日の議事・運営に努めて参りたいと思いますので、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひを申しあげ、開会の挨拶といたします。

事務局： 次に町長からご挨拶申し上げます。

町長： 皆さんこんにちは。皆様には日頃より職域・地域活動を通じまして、行政推進にお力添えいただいていることに御礼申し上げます。

只今、会長よりお話がありましたとおり、国民健康保険事業の運営に関する協議会にご多忙のところご出席いただき、本当にありがとうございます。

保険制度の改革に伴い、北海道が財政運営の主体となりまして、少し変わったわけでございますが、この事業に関して、適切に進めるように心がけて行きたいと思っているところでございます。どうか沢山のご意見をいただき、そして、委員の皆様の御健勝を御記念申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局： 町長につきましては、次の用務がありますので、ここで退席いたしますがご了承願います。

事務局： 本日の出席委員は、公益を代表する委員 2名、被保険者を代表する委員 1名、保険医または薬剤師を代表する委員 3名、計 6名 出席してございまして、各代表委員を含めます過半数が出席してございますので、中標津町国民健康保険条例施行規則第4条の規定によりまして、本運営に関する協議会は成立いたします。

なお、中川委員、本多委員、石田委員については、本日ご都合により欠席となっております。

それでは、この後の会議の進行は国民健康保険条例施行規則第5条の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長： それでは、議事録署名委員の選出ですが、議長が指名させていただいてよろしいでしょうか。

－ 委員了承－

では、議事録署名委員に、中島委員と朝長委員にお願いいたします。

会長： それでは、さっそく議事に入りたいと思います。

議案第1号「平成30年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」、事務局よ

り説明をお願いいたします。

— 別紙資料により国保・高齢者医療係長より説明 —

会長： 説明が終わりましたので質疑、ご意見を受けます。何かございますか。

須郷委員： 決算見込の歳出に基金積立金 5928 万 4 千円とあるが、基金積立金というのは、現在いくらありますか。

事務局： 基金積立金につきましては、後ほどご説明する予定ではございましたが、P5 ページにも記載しております、平成 31 年 3 月時点で約 1 億 9000 万円になる予定でございます。

会長： 他になければ、次に議案第 2 号「平成 31 年度国民健康保険事業特別会計予算について」事務局より、説明をお願いします。

— 別紙資料により国保・高齢者医療係長説明 —

会長： 説明が終わりましたので質疑、ご意見を受けます。何かございませんか。

会長： なれば次に、その他「国民健康保険税条例改正について」事務局より説明をお願いします。

— 別紙資料により住民保険課長より説明 —

会長： 説明が終わりましたので質疑、ご意見を受けます。何かございませんか。

会長： なれば次に、その他として保健センターより報告があります。「なかなか健康なかしへつポイント」事業について事務局より説明をお願いします。

— 別紙資料により保健センター担当者が欠席にため住民保険課長より説明 —

会長： 説明が終わりましたので質疑、ご意見を受けます。何かございませんか。

会長： 皆様からなれば、私から二点質問ですが、ポイントを貯めるのにポイントカードを使用することですが、若年層から高齢層まで多くの方がスマートフォンを使用しているので、ポイントを貯める機能を備えた、スマートフォンのアプリを開発して活用するといいのではないか。健康ポイントの他に、災害時の情報収集にも使えるような機能があると、なお、良いと思う。町での開発が厳しければ、大学でも学生が勉強のためにアプリを開発するといった活動をしているので、そういう団体に依頼してみるのも良いと思う。もう一点は、「健康ポイント事業」の内容がざっくりしており、年齢層やターゲットを絞って、行った方が効果的であり、町民に浸透していくと思いますがいかがですか。

町民生活

部長： 一点目のアプリの開発を町独自で開発するというのは、厳しいので、実施する中で研究させていただき、二点目の年齢層などの対象者については、今回、18 歳以上と対象を拡大しておりますので、検証し、効果あるものにしていきたいと思います。

中島委員： 前回の「なかなか健康なかしべつキャンペーン」の対象者が国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者であり、今回の「健康ポイント事業」の対象者は18以上の町民となっているが、ポイント一覧の健康診査・人間ドック以外は国保以外の方も受けられるということでおよいか。また、がん検診などは健康診査や人間ドックとは別に設定されるということでおよいか。

町民生活

部長： 国保以外の方も対象となる。検診の関係は保健センターにて各健診の申込みいただくこととなり、国保以外の方でも受けることができます。各健診によって年齢制限等はあります。

中島委員： どの方が対象事業を受けることができるか、町民の方でもわからない方がいると思うので、どういう形で町民に伝えていく予定ですか。

町民生活

部長： 広報やホームページ等のいろいろな媒体を通じ、対象事業となるものを詳しく記載したものを作成して、周知を図っていきたいと思います。

会長： それでは、その他として委員の皆様、何かござりますか。
なければ、事務局より何かござりますか。

事務局： 「平成31年度国民健康保険事業特別会計予算」につきましては、議会終了後のご提案となりましたことご了承いただきましてありがとうございます。

その他として、一点報告をさせていただきたいと思います。

国保制度改革による運営に関する協議会委員の任期が3年ということで改正になってございます。現在の委員の皆様につきましては、本年3月31日を以って任期満了となります。なお、本日欠席となっておりますが、被保険者を代表する委員として就任いただいている、中川委員におかれましては、体調不良ということで退任の申出があり、これを了承したところであります。後任につきましては、昨年度同様、公募等により考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

また、残された委員の皆様におかれましては、事務局といたしまして、他の用務もお持ちの方で、大変お忙しい中恐縮ではございますが、保険制度が大きく変わり、慎重な議論が必要なことから、今しばらく引き続き任意をお引き受けいただきたく、どうか再任をお願いできればと考えてございます。ご事情等があり、再任が厳しいという方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

平成31年度第1回の中標津町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、委嘱状を交付させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

会長： 今のことでの質問等はござりますか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の議題については全て終了いたしました。
どうもありがとうございました。これをもちまして、運営協議会を閉会いたします。
お疲れ様でした。